

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

○監査公表  
福島県監査委員

目  
次

福島県監査委員

# 福島県報

## 監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和2年度分の県公営企業に係る定期監査を実施した結果は、次のとおりです。

令和3年9月17日

福島県監査委員	星	正男
福島県監査委員	佐久間	浩和
福島県監査委員	佐竹	
福島県監査委員	高橋	宏

（土木部（流域下水道事業会計））

### 1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

### 2 監査等の種類

財務監査

### 3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確實に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

### 4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象機関 土木部（流域下水道事業会計）

実施年月日 令和3年8月2日

実施方法 実地監査

担当監査委員 星 公 正

高 橋 宏 和

（福島県流域下水道事業）

## 第1 決算及び財務の状況

令和2年度における決算及び財務については、一部を除き、事業経営の実態をおおむね正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、一部に是正及び改善を要するものが見受けられたものの、おおむね適正に執行されたものと認められる。

## 第2 事業経営の状況

当年度における流域下水道事業の実績は、年間処理水量は $54,260,512\text{m}^3$ で、前年度と比較して $396,809\text{m}^3$ (0.7%)減少している。なお、当年度における建設改良事業については、県中浄化センター受変電設備改築更新工事等を実施している。

経営実績では、事業収益が $8,008,565,480\text{円}$ に対し事業費用は $7,995,383,961\text{円}$ で、当年度の純利益は $13,181,519\text{円}$ となっている。

監査の結果、次の4件の指摘事項について是正・改善を求めた。

## (指摘事項)

収益の計上に著しく適正を欠いているものがある。

## (事実)

流域下水道事業は令和2年度に公営企業会計に移行し、収益の計上を正確に行う必要があったにもかかわらず、算定を誤り、決算に重大な影響を与えていた。

企業債元金償還のために受け入れた一般会計出資金 $672,747,000\text{円}$ により積み立てた長期前受金については、固定資産の減価償却等に伴い、戻入による収益化を行うべきところ、行っていない。

この結果、令和2年度の純利益が $672,747,000\text{円}$ 過小に計上されている。

## (是正又は改善の意見)

公営企業会計に移行したことの意義及び収益等を正確に算定することの重要性を再認識した上で、職員に改めて周知徹底し、出先機関を含めて組織的な執行体制及びチェック体制を確立するとともに、収益の計上に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

## (指摘事項)

市町村負担金収入の会計処理に著しく適正を欠いているものがある。

## (事実)

企業債元金償還のために受け入れた市町村負担金 $263,716,366\text{円}$ (市町村から受領した $290,088,000\text{円}$ から消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた金額)については、資本的収入に計上し、長期前受金に整理した上で、戻入による収益化を行うべきところ、収益的収入の営業収益に計上している。

また、保管汚泥処分費として受け入れた市町村負担金 $454,545,360\text{円}$ (市町村から受領した $499,999,892\text{円}$ から消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた金額)から特別損失(放射性物質を含む脱水汚泥の収集運搬及び処分業務委託費用等)の金額 $377,921,244\text{円}$ を差し引いた $76,624,116\text{円}$ については、令和3年度以降の特別損失に充当するため、前受金に整理すべきところ、営業収益に計上している。

## (是正又は改善の意見)

公営企業会計に移行したことの意義及び会計処理を正しく行うことの重要性を再認識した上で、職員に改めて周知徹底し、出先機関を含めて組織的な執行体制及びチェック体制を確立するとともに、会計処理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

## (指摘事項)

固定資産の管理及び減価償却に著しく適正を欠いているものがある。

## (事実)

流域下水道事業は令和2年度に公営企業会計に移行し、資産の把握を正確に行う必要があったにもかかわらず、公営企業会計適用時ににおける固定資産の計上及び決算整理に係る減価償却が過大又は過少になっているものがある。

1 県北浄化センターの機械及び装置等について、令和元年東日本台風による浸水被害により用途廃止すべきものなどがあるが、一部を除き帳簿価格が減額されないまま計上されている。

2 車両運搬具及び工具、器具及び備品について、小型貨物自動車など固定資産台帳に登録されていないものがある。

3. 無形固定資産（ソフトウェア）について、流域下水道事業に係る会計システムとして4,079,000円計上すべきところ、41,038,920円が計上されている。

4. その他無形固定資産について、あだたら浄化センターに設置されている電話4回線分の電話加入権305,760円が計上されているが、契約名義は県以外の法人となっている。

（是正又は改善の意見）

公営企業会計に移行した意義及び資産計上の重要性について、改めて職員への周知徹底を図るとともに、固定資産の管理及び減価償却に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

（指摘事項）

委託業務の精算に伴う額の確定及び返還金の収入調定時期に著しく適正を欠いているものがある。

（事実）

令和2年度に流域下水道事業が公営企業会計に移行し、経済性の発揮に組織全体で努めるべきであったにもかかわらず、令和元年度の阿武隈川上流流域下水道維持管理業務及び維持管理補完業務委託について、執行実績報告収受（令和2年5月28日）後、速やかに額の確定及び返還金148,134,651円の収入調定を行うべきところ、令和2年10月27日に行っている。

（是正又は改善の意見）

公営企業会計に移行した意義について、組織として再認識の上、職員への周知徹底を図るとともに、委託料の額の確定及び返還金の調定に当たっては、委託業務完了後速やかに行うこと。

対象公所 県北流域下水道建設事務所

実施年月日 令和3年7月30日

実施方法 実地監査

担当監査委員 星 公 正  
高 橋 宏 和

事業経営の状況

流域下水道事業を行っているが、その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の1件の指摘事項について是正・改善を求めた。

（指摘事項）

固定資産の管理及び処分に著しく適正を欠いているものがある。

（事実）

県北浄化センターの固定資産について、令和元年東日本台風による浸水被害によって用途廃止すべきものなどがあるにもかかわらず、令和2年度の公営企業会計移行後においても、一部を除きその手続が行われていない。

（是正又は改善の意見）

公営企業会計に移行した意義及び資産計上の重要性について、改めて職員への周知徹底を図るとともに、固定資産の管理及び処分に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

対象公所 県中流域下水道建設事務所

実施年月日 令和3年7月27日

実施方法 実地監査

担当監査委員 佐久間 俊 男  
佐 竹 浩

事業経営の状況

流域下水道事業を行っているが、その事業管理の状況は適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようになり、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## (企業局)

- 1 監査等の基準  
本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。
- 2 監査等の種類  
財務監査
- 3 監査等の着眼点
  - (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
  - (2) 会計情報が体系的かつ適正・確實に事実を反映しているか。（正確性）
  - (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
  - (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙がっているか。（効率性）
  - (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）
- 4 監査等の対象、実施内容及び結果  
対象機関 福島県企業局  
実施年月日 令和3年8月2日  
実施方法 実地監査  
担当監査委員 佐久間俊男  
佐竹浩

## (福島県工業用水道事業)

## 第1 決算及び財務の状況

令和2年度における決算及び財務については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められる。

## 第2 事業経営の状況

当年度における工業用水道事業の実績は、総給水量322,965,454m<sup>3</sup>で、前年度と比較して1,012,177m<sup>3</sup>（0.3%）増加している。なお、当年度における建設改良事業については、導水管布設（江畑）工事等を実施している。

経営実績では、事業収益が2,797,031,226円に対し事業費用は2,635,652,750円で、純利益は161,378,476円となっており、前年度より226,607,959円増加している。これは、前年度と比較し、固定資産除却費が減少したこと、好間、相馬両工業用水道に係る災害復旧事業補助金の増など営業外収益が増加したことによるものである。

監査の結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

## (指導事項)

給与の支給事務に適正を欠いているものがある。

## (福島県地域開発事業)

## 第1 決算及び財務の状況

令和2年度における決算及び財務については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められる。

## 第2 事業経営の状況

当年度における地域開発事業の実績は、地元自治体等と連携しながら未分譲地の早期分譲に取り組んだが、分譲実績はなかった。

当年度末における分譲率は、田村西部工業団地が98.3%、白河複合型拠点（造成済み）業務用地が83.4%、いわき四倉中核工業団地第2期区域が38.9%となっている。

経営実績では、事業収益1,336,377,564円に対し事業費用は1,060,701,811円で、当年度の純利益は275,675,753円となっており、前年度の純利益1,213,369,889円と比較すると、土地売却収益がなかったこと、いわき四倉中核工業団地損失補填精算金の増加により、937,694,136円の減少となっている。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## (病院局)

## 1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

## 2 監査等の種類

財務監査

## 3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

## 4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象機関 福島県病院局

実施年月日 令和3年8月2日

実施方法 実地監査

担当監査委員 星 公 正  
高橋 宏和

## (福島県立病院事業)

## 第1 決算及び財務の状況

令和2年度における決算及び財務については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められる。

## 第2 事業経営の状況

県立病院は、大野病院が東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い休止しており、令和2年度における利用可能な施設は、4病院1診療所、許可病床数356床である。

令和2年度の患者数は、入院が延べ49,599人、外来が延べ94,548人で、前年度と比較して、入院は10,947人（18.1%）の減少、外来は11,676人（11.0%）の減少となっている。減少の要因は、入院については矢吹病院において、新型コロナウイルス対策として緊急性の高い患者に受入を絞ったこと、宮下病院及び南会津病院において常勤医師が減少したこと、外来については新型コロナウイルス感染拡大による受診控えや南会津病院において外来診療を一時休止したこと等によるものである。

経営実績では、医業収益2,376,487,221円に対し医業費用が6,513,659,699円となり、医業損失は4,137,172,478円で前年度と比較して321,459,887円（8.4%）増加している。

また、事業収益6,783,799,747円に対し事業費用が6,804,870,050円となり、純損失は21,070,303円となっている。純損失となった要因は、大野病院の建物等の減価償却費計上等によるものである。

令和2年度において一般会計から繰り入れられた負担金・補助金は、総額3,400,091,516円となり、主に退職手当対応経費の減少により前年度と比較して321,379,871円（8.6%）減少している。

累積欠損金は主に廃止された病院の損失が累積したもので、期末残高が6,583,778,233円となり、前期末より21,070,303円増加している。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようになり、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

対象公所 県立矢吹病院

実施年月日 令和3年7月8日

実施方法 実地監査

担当監査委員 星 公 正  
佐竹 浩

## 事業経営の状況

令和2年度の利用状況は、入院患者数延べ33,164人、外来患者数延べ21,565人で

あり、前年度と比較して入院は4,561人（12.1%）、外来は1,691人（7.3%）とともに減少した。減少の要因は、新型コロナウイルス感染拡大による受診控え等によるものである。

事業収支は、収益が1,842,968,506円で前年度と比較して157,243,879円（7.8%）、費用が1,845,058,058円で前年度と比較して158,118,230円（7.9%）とともに減少し、純損失は2,089,552円で前年度と比較して874,351円（29.5%）減少している。

なお、一般会計から繰り入れられた精神病院増こう経費負担金を除いた実質の純損失は663,347,899円で、前年度と比較して67,392,914円（11.3%）増加している。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

対象公所 県立宮下病院  
実施年月日 令和3年7月29日  
実施方法 実地監査  
担当監査委員 佐久間俊男  
高橋宏和

#### 事業経営の状況

令和2年度の利用状況は、入院患者数延べ2,036人、外来患者数延べ11,990人であり、前年度と比較して、入院は1,412人（41.0%）、外来は1,365人（10.2%）とともに減少した。減少の要因は、地域の人口減少及び常勤医師（内科）の減少等によるものである。

事業収支は、収益が680,502,664円で前年度と比較して2,995,755円（0.4%）、費用が681,115,921円で前年度と比較して3,462,314円（0.5%）とともに減少し、純損失は613,257円で前年度と比較して466,559円（43.2%）減少している。

なお、一般会計から繰り入れられた不採算地区病院運営費負担金を除いた実質の純損失は406,902,588円で、前年度と比較して92,273,078円（29.3%）増加している。

監査の結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

#### （指導事項）

固定資産（無形固定資産）及び流動資産（前払費用）の経理に適正を欠いているものがある。

対象公所 県立南会津病院  
実施年月日 令和3年7月15日  
実施方法 実地監査  
担当監査委員 星公正  
佐竹浩

#### 事業経営状況

令和2年度の利用状況は、入院患者数延べ12,216人、外来患者数延べ48,984人であり、前年度と比較して入院は5,585人（31.4%）、外来は8,145人（14.3%）とともに減少した。減少の要因は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控えや外来診療の一時休止及び常勤医師（整形外科）の減少等によるものである。

事業収支は、収益が2,161,743,336円で前年度と比較して84,593,272円（3.8%）、費用が2,163,526,753円で前年度と比較して87,729,500円（3.9%）とともに減少し、純損失は1,783,417円で前年度と比較して3,136,228円（63.8%）減少している。

なお、一般会計から繰り入れられた不採算地区病院運営費負担金を除いた実質の純損失は277,035,492円で、前年度と比較して176,635,031円（38.9%）減少している。

監査の結果、次の1件の指摘事項、1件の指導事項について是正・改善を求めた。

#### （指摘事項）

未収金の経理及び管理並びに収益及び費用の算定について、チェック体制が機能しておらず、会計処理に著しく適正を欠いているものがある。

#### （事実）

1 過年度団体医業未収金について、事務処理の誤りにより減額調定漏れがあ

るものや、督促が行われていないものがある。

- (1) 保険請求査定減等に伴う減額調定漏れ 9件 521,320円
- (2) 未収金残高確認不足による督促漏れ 4件 119,744円

2 過年度個人医業未収金が312,150円過小に計上されている。

3 過年度団体医業未収金の減額調定漏れ等により、令和2年度の収益が135,250円、費用(貸倒引当金繰入)が104,585円、それぞれ過大に計上されている。

4 過年度及び現年度個人医業未収金について、一部を除き、規定どおりの督促が行われておらず、債務者との折衝等の経過についての記録票も作成されていない。

(是正又は改善の意見)

未収金の経理及び管理並びに収益及び費用の算定に当たっては、組織内のチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

(指導事項)

固定資産台帳の整備に適正を欠いているものがある。

対象公所 県立大野病院

実施年月日 令和3年8月3日

実施方法 書面監査

担当監査委員 星 公 正

高橋 宏和

事業経営の状況

当病院は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、平成23年3月12日から休止となっており、入院及び外来の実績はない。

事業収支について、収益が89,063,417円で前年度と比較して16,047円(0.01%)、費用が99,981,457円で前年度と比較して1,868,098円(1.9%)とともに増加し、純損失は10,918,040円で前年度と比較して1,852,051円(20.4%)増加している。

収益の主なものは長期前受金戻入であり、費用の主なものは減価償却費である。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

